

# 都城と農村の關係からみた古代東アジア都市の特質

—日唐比較を中心に—

古内 絵里子

はじめに

菟田香融氏は、奈良時代の貴族は都人としての生活を営みながらも一方では都城に集住する以前からの本拠地とのつながりを保持していたことを指摘し、これを両貫性と称して、八世紀の貴族・官人の特質と提唱した<sup>1)</sup>。そして、その根拠の一つとして農繁期の五月・八月に「ゐなか」に帰り農業に従事するための官人の休仮―「田仮」をあげている。

氏の見解以降、八世紀の貴族・官人は都城住民でありながら、一方の足は依然として農村に置いていたと考えられてきた<sup>2)</sup>。

そのため、マルクスやウェーバーなどの社会的分業による農村からの分離・独立をもつて都市とするという考えに照らし合せ<sup>3)</sup>、住民である貴族・官人が本拠地である農村から完全に切り離されていない藤原京・平城京は、都市として未熟とみなされてきた<sup>4)</sup>。

また、関晃・青木和夫氏は、都城は律令制度という中央集権的政治機構にのみ依存する限り、発展性を持つことは不可能であり、建設直後から衰運に向うが、日本の都城生活が崩れなかったのは、平城京の貴族・官人たちが純粹な都市生活

者になったわけではなく、一方の足は農村に置いていたためであったと論じる<sup>5)</sup>。

ただし、蘭田氏も、関・青木氏も研究当時の史的制約を受けたせいで、唐制を考察射程に入れて議論をすすめてはいない。

実際には、都城に居住する貴族・官人が農村に一方の足を置くというあり方は、日本だけのものではなく、唐でも行われていた。すなわち、唐でも貴族・官人は農繁期に田仮と授衣仮が支給され、郷土の荘園に帰って農業経営を行っていたのである。このように、唐の長安城は農村から分離・独立してはいなかったが、一方で国家の政治・経済・文化の核をなす人口集中地であり、都市とみなされている<sup>6)</sup>。

農村から分離していない日中の都城が、都市としての評価が真逆なのは、先述のとおり、これまで日本史と中国史が個々に研究を行ったためである。それゆえ、両国の貴族・官人が同じように故郷における農業経営を行っていた事実は留意されることはなかった。

また、マルクスとウエーバーの都市論のもととなった中世ヨーロッパ都市と異なり、古代東アジアの都城は市という経済拠点ではなく都という政治拠点に設置されたものである。政治の中心である王城の位置を決め、その周囲に街区を造営し、王城に出仕する貴族・官人をはじめとするあらゆる階層の人々が集住した。そのため、都城という空間を維持するためには農村を切り離すことはできず、都城と農村は相即不離の関係にあるといえる。このことから、マルクスとウエーバーの都市概念に合わせて東アジアの古代都市を考えるのではなく、都城の特質を踏まえた上で東アジアにおける都市の定義を提示する必要がある。

そこで、本稿では、これまで行われてこなかった日唐における都城と農村の関係に関する比較検討を行い、古代東アジアの都市である都城の都市としての特質を説明する。

## 第一章 日本古代における都城と農村

### (1) 日本令にみえる田仮規定

まず、日本令にみえる田仮規定について検討する。

史料1 養老仮寧令1給休仮条

凡在京諸司、每<sub>二</sub>六日<sub>一</sub>、並給<sub>二</sub>休仮一日<sub>一</sub>。中務、宮内、供奉諸司、及五衛府、別給<sub>二</sub>仮五日<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>百官之例<sub>一</sub>。五月  
八月給<sub>二</sub>田仮<sub>一</sub>、分為<sub>二</sub>兩番<sub>一</sub>。各十五日。其風土異<sub>レ</sub>宜、種収不<sub>レ</sub>等、通隨<sub>レ</sub>便給。外官不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>此限<sub>一</sub>。

史料1の傍線部には、五月と八月に一五日間の田仮という休暇が与えられることが規定されている。

その田仮の支給対象は、「外官不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>此限<sub>一</sub>」とあることから、京官に限定されていた。そして、『令集解』仮寧令1給休仮条所引古記には「諸司以下衛府以上」とあり、同朱記には「五月八月給<sub>二</sub>田仮<sub>一</sub>者、未<sub>レ</sub>知。此亦史生使部等皆同不<sub>レ</sub>答、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>給者。額同也」とみえ、職事官のみに支給されたことがわかる。また、業務に支障が出ないように一カ月上<sub>一</sub>五日、下<sub>一</sub>五日の二つに分け、交替で田仮をとるという方式がとられていた。

加えて、『令集解』仮寧令2定省仮条と同所引令釈・古記・跡記には、田仮で父母のいる家に行ったものは定省仮をもちょうことはできないとあり、田仮では故郷（本拠地）に赴くことが想定されていた。つまり、都城に居住する官人は、種植と収穫の時期に本拠地へ赴き農業に従事するための各一五日間の休仮を与えられていたのである。

史料2 養老学令20放田仮条

凡<sub>レ</sub>大学国学生、毎<sub>レ</sub>年五月、放<sub>二</sub>田仮<sub>一</sub>。九月放<sub>二</sub>授衣仮<sub>一</sub>。其路遠者、仍<sub>レ</sub>斟量給<sub>二</sub>往還程<sub>一</sub>。

史料2には、大学と国学の学生が五月に田仮を、九月に授衣仮を支給されることが規定されている。その田仮と授衣仮の日数は不明だが、郷が遠い場合はその往還の旅程も考慮して休仮が与えられた。

さらに、『令義解』医疾令15医針生等不得雜使条には、医生、針生、按摩生、呪禁生について

旬仮及田仮・授衣仮等、並准<sub>二</sub>大学生<sub>一</sub>。

と、大学生に准じて田仮・授衣仮は支給されることがみえる。したがって、学令では都城に居住する諸生も農繁期には休仮が与えられ故郷に赴き、農業に従事することが規定されていたのである。

また、大学寮の博士について、『令集解』仮寧令1給休仮条所引令釈には「休仮、釈見<sub>二</sub>学令<sub>一</sub>。其<sub>レ</sub>大学典藥等博士與<sub>二</sub>学生<sub>一</sub>同」とあり、休仮は学生と同じとある。さらに同額記をみると、

大学博士等具放<sub>二</sub>学生<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>仮。不<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>諸司之例<sub>一</sub>。何者、博士給<sub>二</sub>八月十五日假<sub>一</sub>者、誰人教<sub>レ</sub>生。又学生退<sub>二</sub>授衣仮<sub>一</sub>之間、縦有<sub>二</sub>博士<sub>一</sub>行<sub>二</sub>何事<sub>一</sub>。

と、大学寮の博士等は学生とともに休仮をもらい、諸司の例、すなわち仮寧令1条に依らないとある。そして、その根拠として、博士が八月に一五日間の田仮を取得したら誰が学生に教えるのか、また、学生が九月の授衣仮の間、博士は何を行うのかと記されている。このことから、大学寮の博士には仮寧令1条ではなく学令20条が適用されていたと解せる<sup>⑦</sup>。

さらに、『令集解』仮寧令1給休仮条所引朱記によれば、医博士、針博士、曆博士、天文博士、歌儺師にも田仮が支給されていた。彼らも学生に教授する職務であり、前述したように医生、針生にも田仮・授衣仮が与えられていたことを踏まえれば、医博士等も学令20条が適用されたと推察される。

以上から、日本令では、京官の職事官、大学寮や典藥寮などの博士・学生等の都城住民に対して、農繁期に田仮（授衣仮）を支給し、本抛地へ行き農事に従事することが規定されていたのである。<sup>(8)</sup>

(2) 日本における田仮規定の受容

それでは、田仮（授衣仮）制度は、いつ日本において成立したのだろうか。

史料3 大宝仮寧令1給休仮条

凡在京諸司、每六日、並給休仮一日。中務、宮内、供奉諸司、及五衛府、別給假五日。不依百官之例。五月八月給田仮。分為兩番、各十五日。其風土異宜、種収不<sub>レ</sub>等、通隨<sub>レ</sub>便給。外官不在<sub>レ</sub>此限。

史料3は、古記から復原した大宝仮寧令1給休仮条で、史料1の養老令とほぼ同文であったことがわかる。<sup>(9)</sup>したがって、大宝元年（七〇一）には官人に田仮が支給されていたと考えられる。<sup>(10)</sup>

史料4 天聖仮寧令宋1<sub>レ</sub>3条

宋1 元日、冬至、寒食、各給假七日。〈前後各三日。〉

宋2 天慶、先天、降聖、乾元、長寧、上元、夏至、中元、下元、臘等節、各給假三日。〈前後各一日、長寧節惟<sub>レ</sub>

京師給假。〉

宋3 天祺、天貺、人日、中和節、春秋社、三月上巳、重五、三伏、七夕、九月朔授衣、重陽、立春、春分、立秋、秋分、立夏、立冬、諸大忌日及毎旬、並給<sub>レ</sub>休<sub>レ</sub>假一日。〈若公務急速、不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>此限<sub>一</sub>〉。

史料5 天聖假寧令不行唐1条

諸内外官、五月給<sub>二</sub>田<sub>レ</sub>假<sub>一</sub>、九月給<sub>二</sub>授衣<sub>レ</sub>假<sub>一</sub>、分爲<sub>二</sub>兩<sub>レ</sub>番<sub>一</sub>。各十五日。其田假、若風土異<sub>レ</sub>宜、種<sub>レ</sub>収不<sub>レ</sub>等、並隨<sub>レ</sub>便給<sub>レ</sub>之。

右の史料4・5は、日本令の假寧令1条に対応する天聖假寧令である。史料4は、節日の休暇である節假と定期休假である「旬假」（一〇日ごとの休假）についての規定であり、史料5は、五月の田植時期に支給される休假である田假と九月の收穫時期に与えられる休假である授衣假について規定している。

また、史料5が不行唐令であること、『太平御覽』卷六三四急假にも「假寧令曰、諸内外官、五月給<sub>二</sub>田<sub>レ</sub>假<sub>一</sub>、九月給<sub>二</sub>授衣<sub>レ</sub>假<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>兩<sub>レ</sub>番<sub>一</sub>、各十五日。田假、若風土異<sub>レ</sub>宜、種<sub>レ</sub>収不<sub>レ</sub>等、通隨給<sub>レ</sub>之」と、「諸」字をつけて一条に立てられていることから、唐令では田假と授衣假に関する規定が独立した一条文であったことが判明した<sup>11)</sup>。したがって、養老假寧令1条は、唐假寧令の旬假に関する条文と田假（授衣假）に関する条文を合わせて作られたと考えられる。

ついで、唐假寧令から養老假寧令1条への継受の詳細をみていく。  
まず、唐令の節假規定は、日本の假寧令では継受されず、節日のみ受容して日本令独自の雜令40諸節日条を立てられた<sup>12)</sup>。

次に、養老假寧令1条では、唐令の定期休假の「旬假」が「六假」（一ヵ月五日の休假）に改変されている。

宋の高承は、旬假について『唐会要』卷八二休假的「永徽三年二月十一日、上以<sub>二</sub>天下無<sub>レ</sub>慮、百司務簡、毎<sub>レ</sub>至<sub>二</sub>旬假<sub>一</sub>、許<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>視<sub>レ</sub>事、以与<sub>二</sub>百僚休沐<sub>一</sub>」<sup>13)</sup>という記事を引いて旬假が唐代に始まったと述べている。したがって、永徽令より後に

旬仮の規定が假寧令に加えられたのだろう。<sup>13</sup>そして、日本では七世紀前半に中国の伝統的な六仮が導入され定着が進んでいたため、これを変更することは政務運営上、困難であり、日本令では「六仮」にしたと考えられている。<sup>14</sup>

最後に、田仮と授衣仮は日本令では京官のみに限定し、收穫期の休仮を「九月」から「八月」に、また名称を「授衣仮」から「田仮」へ変更しているものの、基本的に史料5と変わらないことから唐令をそっくり継受したことがわかる。

これまでの日唐假寧令の比較研究は、日本令で削除された節仮や、古代日本の定期休仮が旬仮ではなく六仮である点に着目して進められてきた。<sup>15</sup>

だが、日本令では節仮は受容されず、定期休仮規定は大きく改変されつつ継受されているのに対し、田仮（授衣仮）だけが、ほぼそのまま受容されていることは都城に居住する官人と農村の関係を考える上で非常に興味深いものといえよう。

ただし、「授衣仮」という語は養老学令20放田仮条（史料2）にみえ、日本令にも存在する。<sup>16</sup>それでは、日本令の假寧令1給休仮条は「授衣仮」の語を継受せず、田植・收穫期の休仮を「田仮」という語に統一したのだろうか、その要因と背景を検討する。

そこで、畿内と畿外の田植・稲刈の時期に着目すると、『令集解』假寧令1給休仮条所引古記に、

其郷土異<sub>レ</sub>宜、種収不<sub>レ</sub>等、通随<sub>レ</sub>便給、謂添下郡、平群郡等四月種、七月収。葛上、葛下、内等郡五月六月種。八月九月収之類是。

とみえ、田植時期が大和国添下郡・平群郡では四月、葛上・葛下・宇智郡では五月・六月だったことがうかがえる。

さらに、『続日本紀』延暦七年（七八八）四月戊子（二一日）条には、

勅<sub>二</sub>五畿内<sub>一</sub>、頃者、亢旱累<sub>レ</sub>月、溝池乏<sub>レ</sub>水。百姓之間、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>耕種<sub>一</sub>。宜<sub>下</sub>仰<sub>二</sub>所司<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>王臣家<sub>一</sub>、田有<sub>レ</sub>水之処、恣任<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>、權令<sub>二</sub>播種<sub>一</sub>、勿<sub>レ</sub>失<sub>二</sub>農時<sub>一</sub>。

とあり、五畿内で雨が降らず水が乏しく、百姓が「耕種」することができなかつたが、「農時」を失つてはならないため、王臣家の田であつても水のあるところを開放し、百姓らに「播種」させるとある。そして、五月己酉（二日）条には、祈雨の効果があつて大雨が降り「耕殖」することができたとみえることから、畿内における田植時期は四〜六月であつたことがわかる。

畿外は、持統六年（六九二）に三輪朝臣高市麻呂が農時にあたるので三月の伊勢行幸の取止めを諫言しており、伊勢では三月に田植、もしくはその前段階の田おこしなどが行われていたと推察され、畿内外で田植時期に大きな差はなかつたと考えられる。

ついで、収穫時期をみていく。『令集解』仮寧令1給休仮条所引古記によれば、添下郡・平群郡は七月、葛上・葛下・宇智郡は八月・九月とあり、畿内の収穫時期は七〜九月だつたことが推し量れる。

一方、畿外の収穫時期は、『令義解』田令2田租条に「収穫者、収斂也。穫苜也。早晚者、九月為<sub>レ</sub>早、十一月為<sub>レ</sub>晩也」とあり、早い地域では九月、遅い地域では十一月であつた。これを裏付けるように、滋賀県高島市の鴨遺跡から出土した木簡<sup>18</sup>には、当地の荘園において貞観一五年（八七三）九月一七日から一〇月初旬頃まで稲刈を行ったことが記されている。したがつて、畿外では九月から十一月までの期間が収穫時期であつたと考えられる。

日本令は、唐令と異なり田仮の支給対象を京官の職事官に限定している。彼らの田の多くは畿内にあり、前述のように、その収穫時期は七〜九月であつた。そのため、唐令の「九月」を日本令では畿内の収穫時期に合わせて「八月」に変更したと推察される。それにもない、収穫期の休仮の名称を九月に冬衣を支給することからきている「授衣仮」のままではおかしいため、「田仮」という語に統一したと推量される。このような日本の実情に即した改変は、田仮が実際に行われることが想定されていたことを示唆しよう。

それでは、田仮はいつ日本において成立したのだろうか。

大宝令以前の田仮に関する史料はなく、唐令での田仮・授衣仮規定が明確なものは開元二五年令と考えられている史料5である。ただし、大宝仮寧令と対応する史料5がほぼ同文であることを踏まえれば、大宝令の藍本であった永徽令にも同様の規定があったことが推察される。<sup>20)</sup>

また、『日本書紀』持統三年四月己酉（二七日）条には、「詔、諸司仕丁、一月放<sup>21)</sup>「仮四日」と、諸司の仕丁が一カ月に仮四日を支給されたこととあることから、七世紀後半には仕丁を指揮し仕事をさせる官人の休仮も存在したと思われる。<sup>21)</sup>さらに、飛鳥浄御原令が諸官司に頒布されたのは、同年六月であることから、仕丁の仮に関する記事は浄御原令にある官人の仮の規定を補足したものと見做すことができよう。

そして、浄御原令頒布の翌年の持統四年には藤原京に遷都し、五年には王から無位に至るまでの官人に対して宅地班給を行い、藤原京へ集住させている。この藤原京への集住により、官人らが本拠地の農業経営を行うのに支障が起きることは建設段階から当然想定されていたはずである。そこで、藤原京の造宮と並行して行われた飛鳥浄御原令の編纂において唐令にみえる農繁期に官人にまとまった休仮を支給する田仮の規定を継受したと思われる。<sup>22)</sup>

したがって、日本令の田仮をはじめとする官人の定期休仮規定は、七世紀前半に入ってきた中国の令をもとに日本の実情に合わせて作られたものと推察される。そして、その受容背景には、日本の都城制の導入による官人の集住があったと考えられるのである。

## 第二章 八世紀の官人と農村

### (1) 職事官

『続日本紀』大宝元年五月己卯（七日）条には、

勅、一位已下賜<sup>レ</sup>休暇、不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>過<sup>二</sup>十五日<sup>一</sup>。唯大納言已上不<sup>レ</sup>在<sup>二</sup>聴限<sup>一</sup>。

とあり、一位以下の官人が休暇を賜う場合は一五日過ぎてはならないが、大納言以上は聴の限りではないとある。これは大宝令施行直前に出された勅であり、一位以下の官人の休暇が「十五日」を過ぎてはならないこと、そして五月に出されたことから大宝仮寧令1条の「田仮」規定を修正したものと考えられている<sup>(23)</sup>。

また、『万葉集』卷六十一〇二六首は、

秋八月二十日に、右大臣橘家に宴する歌四首

ももしきの 大宮人は 今日もかも 暇をなみと 里に出でざらむ

右の一首、右大臣傳へて云はく、故豊嶋采女の歌なり

天平一一年(七四〇)八月二〇日に橘諸兄宅の宴において「大宮人は今日もまた暇がないからと里へは行かないのだから」と豊嶋采女が詠ったものである。本首について、藺田氏は、田仮でひっそり閑としたみやこの中で慣わし(本拠地に帰り農業に従事する)に背いた都ぶりを誇ったものと捉える<sup>(25)</sup>。このように、藺田氏以来、都城に宅を持つ奈良時代の官人は、各地に庄を持ち、都城と農村の両方に足をおき往来していたと考えられてきた<sup>(26)</sup>。

だが、果たして官人達は令の規定通り農繁期に本拠地に行き農業に従事していたのだろうか、その実態を検討することにした。

### (a) 長屋王家

平城京の長屋王邸跡から出土した『平城京木簡』二一七一二号には、

・当月廿一日御田苅竟大御飯米倉古稻

・移依而不得収故卿等急下坐宜

「当月二二日、御田刈り<sup>お</sup>竟<sup>け</sup>れり。大御飯<sup>お</sup>の米倉は古稲<sup>お</sup>を移すに依りて、収むることを得ず。故に、卿等<sup>お</sup>急ぎ下り坐す宜し」と記されており、御田の収穫作業の終了報告と米倉への収納について長屋王家の中枢部の役人である「卿等」の下行を求めていることがみえる。この木簡から、長屋王家では、収穫期に長屋王やその家族が農村に直接赴いて収穫作業・収納等の指示・監督を行うのではなく、家政機関の中枢部の人間を現地<sup>27</sup>に派遣させて経営を行っていたことがわかる。したがって、長屋王家は元来の本拠地を所有していたものの、主人である長屋王が田庄の経営に直接関与することはなかったと考えられる。

(b) 大伴氏

左掲の『万葉集』から、大伴氏が大和国に竹田庄・跡見庄という庄を持っていたことを知ることができる。

これらの庄は、壘田永年私財法より前<sup>28</sup>にあることから①～③、古くからの大伴氏の庄であり、位田や氏人・家人・奴婢への口分田など大伴氏一族に班給される田に振り向けたもので、大伴一族に班給された位田・賜田・口分田等の経営拠点と指摘<sup>28</sup>されている。

〔竹田庄〕

① 『万葉集』卷八一—五九二首

大伴坂上郎女、竹田庄で作る歌二首

然とあらぬ 五百代小田を 刈り乱り 田蘆<sup>たぶせ</sup>に居れば 京師<sup>みやこ</sup>し思ほゆ

右、天平十一年己卯秋九月に作る

② 『万葉集』 卷八―一六一―一九首

大伴家持、姑坂上郎女の竹田庄に至りて作る歌一首

玉梓の 道は遠けど はしきやし 妹を相見に 出でてそ我が来し

③ 『万葉集』 卷八―一六二―〇首

大伴坂上郎女和へる歌一首

あらたまの 月立つまでに 来まさねば 夢にし見つつ 思ひそ我がせし

右の二首、天平十一年己卯秋八月に作る

④ 『万葉集』 卷四―七六―〇首

大伴坂上郎女、竹田庄より女子大嬢に贈る歌二首

うち渡す 竹田の原に 鳴く鶴の 間なく時なし 我が恋ふらくは

⑤ 『万葉集』 卷四―七六―一首

早川の 瀬に居る鳥の よしをなみ 思ひてありし 我が子はもあはれ

〔跡見庄〕

⑥ 『万葉集』 卷四―七三―三首

大伴坂上郎女、跡見庄より、宅に留まれる女子大嬢に賜ふ歌一首（併せて短歌）

常世にと 我が行かなくに 小金門に もの悲しらに 思へりし 我が子の刀自を ぬばたまの 夜昼といはず  
思ふにし わが身は瘦せぬ 嘆くにし 袖さへ濡れぬ かくばかり もとなし 恋ひば 故郷に この月ごろも  
ありかつましじ

⑦ 『万葉集』 卷八―一五四九首

典鑄正紀朝臣鹿人、衛門大尉大伴宿祢稻公の跡見庄に至りて作る歌一首

射目立てて 跡見の岡辺の なでしこが花 ふさ手折り 我は待ちて行く 奈良人のため

⑧ 『万葉集』 卷八―一五六〇首

大伴坂上郎女、跡見田庄にして作る歌二首

妹が目を 始見の崎の 秋萩は この月ごろは 散りこすなゆめ

〔不明〕

⑨ 『万葉集』 卷二〇―四三〇二首

三月十九日、家持が庄の門の槻樹の下にして宴飲する歌二首

山吹は 撫でつつ生ほさむ ありつつも 君来ましつつ かざしたりけり

右の一首、置始連長谷

⑩『万葉集』卷二〇—四三〇三首

我が背子が やどの山吹 咲きてあらば 止まず通はむ いや年のはに

右の一首、長谷、花を攀じ、壺を提りて到来る。是に因りて、大伴宿祢家持この歌を作りて和ふ。

①～⑤は竹田庄に、⑥～⑧は跡見庄に関わる歌である。<sup>29</sup>⑨⑩を歌った庄はわからないが、②では大伴家持が竹田庄を訪れており、この田庄は大伴氏共有のものであったと推察されることから、竹田ないし跡見と考えることができる。<sup>30</sup>これらの歌は、家持、稲公、坂上郎女などの大伴氏の人間によって作られ、歌の内容や季節から、彼らが春と秋に都から田庄に向向していたことがうかがえる。

また、①～③から、坂上郎女が天平一一年八月から九月にかけて竹田庄にいたことがわかる。八・九月は稲の収穫時期であることから、坂上郎女はこれを指揮するため、竹田庄へ一定期間滞在したと推察される。このことから、①の「田廬」は、坂上郎女が下向して庄務を執る貴族の家にふさわしい建物や付属施設であったと解される。<sup>31</sup>

②では、甥の家持が坂上郎女に対して「道は遠いけれど、お優しいあなたにお見にかかりに出かけて参りました」と歌っており、天平一一年八月に家持が竹田庄へ来ていたことがわかる。当時、家持は内舎人で、内舎人は長上官扱いであることから、仮寧令1条の田假の支給対象であったと考えられ、加えて八月は田假の時期であることから、これを取得して赴いた可能性が推量される。

⑦は、紀朝臣鹿人が跡見庄を訪れた時に歌った詩で、旅人の異母弟で坂上郎女の同母弟である大伴稲公がここに滞在していたため、何らかの用務で到来したものと想定される。<sup>33</sup>この時、稲公は衛門大尉で、天平一三年一二月には従五位下で因幡守になっていることから、⑦はそれ以前だとわかる。また、鹿人は「跡見の岡辺の撫子の花」と歌っており、なでしこは秋の花であることから、稲公は坂上郎女と同じように収穫に関係して跡見庄に来ていたと推察される。

⑨は、天平勝宝六年（七五四）三月一九日に大伴氏の庄門の槻木の下で、置始連長谷が歌ったものである。⑩から、この時、家持がこの田庄に滞在していたことがわかる。長谷は、天平十一年一〇月に皇后宮での維摩講で仏前唱歌の歌い手を務めていることから、森公章氏は長谷が唱歌師として宴に興を備える為に呼ばれたと考え、槻木の宴は農業の順行を祈るものであったと指摘する<sup>36)</sup>。

以上のように、大伴氏は、坂上郎女・家持などの中心人物が農繁期に平城京から田庄へ赴き、農業経営を行っていたのである。

### （C）宮所庄木簡に見える庄

『藤原宮木簡』四―一八〇六号は、某庄の弘仁元年（八一〇）一〇月の稲の収納とその後翌年二月までの支出に関する記録が書かれたもので、いわば出納簿である<sup>37)</sup>。

前半部分は、平安京からやってきた収納使石川魚主によって弘仁元年度の本庄の収穫量が検収されていたことが記録されている<sup>38)</sup>。この木簡から、先述した長屋王家木簡で家政機関の中枢部の人間を呼んだのも、収穫した稲の検収を行ってもらうためであったのだろう。

後半部分には、国衙への搬入、物資の運搬、耕作者への給料、庄内の祭祀、冬服の購入、出挙など翌年二月までの諸支出が記入されている。

本木簡は、藤原宮跡西北隅の井戸から出土したもので、共伴した木簡（『藤原宮木簡』四―一八〇七号）には、この庄の「京上米」に関する記載がみえる。また、一八〇六号木簡にも「京持行人」とあることから、庄の所有者（「主」）は平安京に居住しており、現地には「小主」と称される人物が派遣されていたことがわかる<sup>39)</sup>。

また、この木簡から、某庄には垣に囲まれて門を構えた庄家があり、労働者を雇用して水田の経営が行なわれていたことを知ることができる。このような庄家の構造は、大伴氏の「田廬」と類似しており、貴族の田庄にはこのような拠点と

なる庄家があつたことがわかる。したがって、九世紀初めにおいても都城住民は、間接的にはあるが農村との関係を保持していたのである。

(d) 六位以下の官人

ついで、六位以下の官人についてみていく。職事官の令に定められた定期休仮（六仮と田仮）をすべて取得した場合、残りの出仕日は二六四日となる。また、季禄支給の上日の最低日数は半年一二〇日、考課の最低日数は一年二四〇日である。<sup>(40)</sup>

ところが、慶雲と和同年間の陰陽寮の考文とされる「官人考試帳」<sup>(41)</sup>には、

陰陽師正七位下高金藏

三〇九日

陰陽師従七位下文忌寸広麻呂

二九四日

陰陽博士従六位下解兄麻呂

二八〇日

天文博士従六位下王中文

二七〇日

漏刻博士正七位上池辺史大嶋

三十一日

大属大初位上守部連豊前

三一九日

少属大初位下大宅岡田臣末足

二九八日

とみえ、造東大寺司の選文案である「造東大寺司解 申職事成選事」<sup>(43)</sup>の天平一七年の佐伯今蝦夷の上日数は

次官正六位上佐伯宿祢今蝦夷

三五二日

とある。これらは、いずれも本来想定される上日数をはるかに上回っており、田仮をとっていなかったと考えられる。

一方、『平城宮木簡』四―三七九五号には

従八位下村合氷守公麻呂上

二一〇日

とあり、村合氷守公麻呂が二一〇日出仕していたことが記載されており、公麻呂が職事官であったならば六飯と田飯をすべて取得していたと推察される。

また、唐令の節飯規定は削除し、旬飯は六飯にするなど大きな改変をして継受している中、田飯規定のみはそのまま継受していること、養老禄令一給季禄条で正一位から少初位まで缺という農具が季禄として支給されることを踏まえると、職事官すべてが陰陽寮のように農業に従事していなかったとは考え難く、六位以下の官人も直接的、あるいは間接的に農事に関わっていたと思われる。

## (2) 番上官

『令集解』仮寧令一条所引朱記には「五月八月給田飯者、未<sub>レ</sub>知。此亦史生使部等皆同不。答、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>給者。額同也」  
「在京諸司者、未<sub>レ</sub>知。主典以上歟。若史生使部等皆同不。答、主典以上耳。史生以下上番十五日内不<sub>レ</sub>給田飯日」とあり、番上官には六飯や田飯は与えられなかった。

しかし、『令義解』考課令59内外初位条には、

有<sub>レ</sub>故闕<sub>レ</sub>番者、若農事請<sub>レ</sub>飯、閑月倍上者。量<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>故。理不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>聽也。

とみえ、番上官は農事に飯を請い閑月に上日の不足を補うという出仕の形式が予め想定されるほど農業と結びついていたことが北村優季氏により指摘されている<sup>(4)</sup>。そこで、番上官と農繁期の農業の実態を検証していく。

造東大寺司の写経所の上日帳をみると、そこに出仕する写経生は、基本的に二〜三ヵ月ごとの仕事の区切り目に、数日間の帰宅休飯をとっていたことがわかる。

栄原永遠男氏は、上日帳から、天平二〇年八月から天平勝宝三年七月までの三年間の経師一人あたり月平均上日数を計算し、五月・八月に落ち込みが認められないことから、田飯に相当する休飯をとった写経生がいたかもしれないが、多く

はそのようなことはなく、写経生本人は、農業からしだいに離れつつあったと指摘する<sup>45</sup>。

また、残存する写経所の請仮解には、農業に従事するという理由のものが一件もないことも、写経所の官人は、農業は行わず、写経所の仕事のみに従事していたことを示唆する。ただし、神祭・仏事による休仮を申請している者もいることから、都城住民となっても本拠地である農村とはつながりを保持していたと思われる。

また、上原真人氏は、法隆寺百万塔工房の月産量が四月・六月に比べて五月がやや落ち込み、六月・一〇月に比べて七・九月がかなり低調になることから、工人が農繁期に農業に従事していたと指摘する<sup>46</sup>。

さらに、前述したように、官人に準ずる大学生および典薬寮の医生、針生、按摩生、呪禁生も五月に田仮、九月に授衣仮が支給されていた。したがって、官人予備集団である諸生も田仮（授衣仮）には京内の宅から本拠地に赴き、農業に従事していたのである。

以上、田仮（授衣仮）の実態をみると、令で田仮支給対象である職事官の中には農繁期に田仮を取得しなかった者もいたことが明らかとなった。その一方で、大伴氏のように主人や一族の要人が平城京から庄に下向し農業経営にあたるケースも存在した。また、田仮支給の対象外の番上官、諸生も基本的には農繁期には仮をとり、農業に従事していた。農業に従事しない官人も出現し始めてはいたものの、彼らも本拠地（農村）の神祭・仏事には参加していた。したがって、八世紀の都城住民は農村と不可分な関係にあったといえよう。

### 第三章 中国古代における都城と農村

#### (1) 唐令にみえる田仮規定

唐令では、天聖仮寧令不行唐1条に

諸内外官、五月給田仮、九月給授衣仮、分為兩番、各十五日。其田仮、若風土異宜、種收不<sub>レ</sub>等、通隨便給之。とあるように、内外官に五月の種植期に支給される休暇である田仮、九月の收穫期に与えられる休暇である授衣仮が各五日支給された。

史料6 『太平広記』卷二九六董慎

隋大業元年、兗州佐史董慎、性公直明<sub>二</sub>法理<sub>一</sub>。自<sub>二</sub>都督<sub>一</sub>以下、用<sub>レ</sub>法有<sub>二</sub>不直<sub>一</sub>、必犯顔而諫<sub>レ</sub>之。雖<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>譴責<sub>一</sub>、亦不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>懼、必俟<sub>二</sub>刑正<sub>一</sub>、而後退。常因<sub>二</sub>授衣<sub>一</sub>歸<sub>レ</sub>家、出<sub>二</sub>州門<sub>一</sub>、逢<sub>二</sub>黃衣使者<sub>一</sub>。曰、太山君呼<sub>レ</sub>君為<sub>二</sub>録事<sub>一</sub>。因出<sub>二</sub>懷中牒<sub>一</sub>、示<sub>レ</sub>慎。(中略)『玄怪録』。

史料6は、『太平広記』所引の『玄怪録』という唐代の小説である。ここには、兗州佐史の董慎が授衣仮で帰省する途中において泰山府君の使者に会ったという話がみえる。兗州佐史は流外官であることから、流外官も授衣仮がもたらしたことがうかがえる。したがって、天聖仮寧令不行唐1条の「内外官」は流外官も包含していたのである。

また、中国の種植と收穫の時期をみると、『四民月令』五月に「時雨降、可<sub>レ</sub>種<sub>二</sub>胡麻<sub>一</sub>。先後日至<sub>二</sub>各五日<sub>一</sub>、種<sub>二</sub>禾及牡麻<sub>一</sub>。先後二日、可<sub>レ</sub>種<sub>レ</sub>麦、是月也。可<sub>レ</sub>別<sub>二</sub>稻及藍<sub>一</sub>、盡至<sub>二</sub>後廿日<sub>一</sub>止。可<sub>レ</sub>菑<sub>二</sub>麦田<sub>一</sub>、刈<sub>二</sub>麥藷<sub>一</sub>。麦既入、多作

糲、以供<sup>二</sup>入出之粮<sup>一</sup>」とあり、五月は作物を植える農繁期であったことがわかる。

ところが、『旧唐書』卷一一代宗紀永泰元年（七六五）五月条には、「是月、麦稔」とみえ、長安近郊において五月は麦の収穫時期であった。また、白居易が京兆府藍屋県の県尉であった元和二年（八〇七）に詠んだ「観刈麦詩」にも「田家少閑月、五月人倍忙」とあり、やはり五月は麦刈の時期であったことがわかる。

さらに、『宋史』卷三太祖紀開宝六年（九七三）五月己巳条と『同』卷六真宗紀咸平三年（一〇〇〇）五月丁卯条に「幸<sup>二</sup>玉津園、観<sup>レ</sup>刈<sup>レ</sup>麦<sup>一</sup>」とみえ、開封城の南にある玉津園でも五月に麦刈が行われていた。『同』卷九仁宗紀天聖三年（一〇二五）五月癸巳条に「幸<sup>二</sup>御莊、観<sup>レ</sup>刈<sup>レ</sup>麦<sup>一</sup>」、『統資治通鑑長編』卷一九太平興国三年（九七八）四月庚辰条にも「幸<sup>二</sup>城南、観<sup>レ</sup>刈<sup>レ</sup>麦<sup>一</sup>」と開封城の南に行幸し麦刈を見るところから、開封も五月頃が麦刈時期であった。したがって、華北では五月は麦の収穫時期であり、中国において五月は地域によって種植と収穫時期が混在した農繁期だったのである。

また、吐魯番木納尔一〇二号墓から出土した「唐永徽五年（六五四）九月西州諸府主帥牒為請替番上事」（史料9）には、「秋収時忙」「種麦」「種麦時忙」とみえることから西州では九月が麦刈時期であったことがわかる。

したがって、唐では広大な国土により種収時期は地域によって大きな違いがあった。

それでは、官人への田仮、授衣仮という農繁期のまとまった休仮制度はいつから始まったのだろうか。

史料7 『史記』本紀卷八 高祖本紀

高祖為<sup>二</sup>亭長<sup>一</sup>時、常告<sup>二</sup>婦之田<sup>一</sup>。呂后与<sup>二</sup>兩子<sup>一</sup>居<sup>二</sup>田中<sup>一</sup>耨。

史料8 『漢書』卷一、高帝紀

高祖嘗告、帰之田。呂后与「兩子」居「田中」。

史料7・8は、劉邦が泗水亭長だった時の記事で、告（休仮）で田に帰り、妻子が田中に居住していたことがみえる。漢代の官吏は、勤務期間中は官の舎に住み、休暇にのみ家に帰っていた。『初学記』卷二〇所引漢律には「吏五日得「一下沐」とあり、五日に一回、休沐が与えられ、休仮は正式には告と呼ばれていた<sup>49</sup>。このことから、劉邦は休仮を利用して家に帰り農事に従事していたことがうかがえる。

また、漢代には、病仮、事仮、節仮があり、以降の中国古代の官人の休仮体系の基本が形成された時代であった<sup>50</sup>。秦漢代から官人の中には、休仮で家に帰り、その際に劉邦のように農事も行っていた者もいた可能性が考えられる。それが時を経て、農繁期のまとまった休仮である田仮や授衣仮へと発展したと推察される。

## (2) 唐代における田仮・授衣仮の実態

### (a) 職事官

唐の官人が田仮・授衣仮により故郷の荘に赴く様子は、日本と同じく詩からうかがえる<sup>51</sup>。

まず、李嶠の「田仮限<sup>レ</sup>疾不<sup>レ</sup>獲<sup>二</sup>還<sup>一</sup>莊、載<sup>二</sup>想<sup>一</sup>田園、兼思<sup>二</sup>親友<sup>一</sup>、率成短韻、用写長懷贈杜（一作林）幽素<sup>52</sup>」には、李嶠が田仮で故郷に帰る途中に病になったため、故郷に帰って休息し、友を訪ねたかったが帰ることを断念したことを詠ったものである。

銭起の「谷口新居寄同省朋故<sup>53</sup>」には、「蕭然授衣日、得<sup>レ</sup>此還<sup>二</sup>山趣<sup>一</sup>」とあり、授衣仮をもらい山趣に還ったことがみえる。

韋應物の「郡齋感秋寄<sup>二</sup>諸弟<sup>一</sup><sup>54</sup>」の中には「授衣還<sup>二</sup>西郊<sup>一</sup>、曉露田中行」と、授衣仮で長安城に西郊にある故郷に還り、

曉に露田の中を行くとある。韋應物は京兆府杜陵県（現陝西省西安市長安区）の出身で、その場所は長安城の西郊にあたる。したがって、本詩から韋應物が授衣仮をもらい故郷の田に帰ったことがわかる。また、韋應物は「授衣還<sub>二</sub>田里<sub>一</sub>」<sup>(56)</sup>において、授衣仮で帰ってきた故郷の田里の情景を詠っている。

李頎の「送<sub>二</sub>裴騰<sub>一</sub>」<sup>(56)</sup>は裴騰の赴任を送別する詩であり、その中には「帰<sub>二</sub>來授衣仮<sub>一</sub>」とある。

このように、唐代の官人にとって漢詩の題材になるほど、田仮・授衣仮で故郷に赴くことはよくあることであった。したがって、唐でも都城に住む多くの官人が田仮と授衣仮をもらい故郷・莊に帰っていたのである。

(b) 番上官

それでは、令に規定されていない番上官はどうだったのか。

史料9 「唐永徽五年九月西州諸府主帥牒為請替番上事」<sup>(57)</sup>

(一) 1 □□□身當<sub>二</sub>今月一日番上<sub>一</sub>、配城西門□

(後欠)

(二) (前欠)

1 □ 湛示

2 □ 一日

(三) 1 □ 當今月一日番上、□□

2 □ 正、秋<sub>二</sub>暇<sub>一</sub>時忙、咨請□

3 □ 除替處、謹以牒陳、□

4 永徽五年<sub>二</sub>九月一日<sub>一</sub>岸頭府旅帥張□

- 5 依替 湛示  
6 二日

(四) (前欠)

- 1 湛示  
2 二日

(五) 1 牒元租□□

- 2 宅北□□

- 3 左□□□

- 4 永徽五年九月二日蒲昌府隊正張元相□  
5 依替□

(後欠)

史料10 「唐永徽六年五月西州諸府主帥牒為請替番上事」

(一) 1 牒疊舉身當今月十六日番□

- 2 虞候職當、即時種麥、□

- 3 憧護替處、謹以牒陳、□

- 4 永徽六年

- 5 依替□□

(後欠)

(二) 1 □□□身當□月十六日番至、配在□

2 □平倉職掌、種麦時忙、咨請雇左右

3 辛武俊替上、謹以牒陳、請□□□

(三) (前欠)

1 □湛示

2 □十七日

(四) (前欠)

1 □准□□

2 左右劉□

(後欠)

(五) (前欠)

1 □職掌、種麦□

2 □□替上、謹以□

3 □蒲昌府隊副康護牒。

4 □示

(後欠)

(六) 1 □上、配在東□

2 □□内□□

(後欠)

左掲の史料9・10は、吐魯番木納尔一〇二号墓から見つかった西州府兵制に関わる文書である。

史料9は永徽五年九月に收穫で忙しい時期のため代人を出すことを請う文書で、史料10は永徽六年五月に麦を植えるのに忙しい時期のため、「虞候」職の上番する者が、憧護を代人として上番させることを、「常平倉」の職掌に上番するものが辛武俊を雇い代理上番することを申請した文書である。

史料9・10により、府兵で農繁期に番上の人間は、代人をたて上番させ、本人は農業に従事していたことがわかり、唐でも番上官クラスの人間が農業に直接従事していたことが推察される。

また、この方式は『令義解』考課令59内外初位条に

有<sub>レ</sub>故<sub>レ</sub>闕<sub>レ</sub>番者、若農事請<sub>レ</sub>假、閑月倍上者。量<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>故。理不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>聽也。

とある日本の番上官の農事における上日形態に類似しており、日本の番上官の出仕方式は史料9・10にみえるような唐の番上官の出仕形態を受容したものと推察される。

そして、史料9（一）1「今月一日番上」、（三）1「今月一日番上」、史料10（一）1「今月十六日番」、（二）1「今月十六日番」と記載されていることから、天聖仮寧令不行唐1条の「分為<sub>二</sub>兩番<sub>一</sub>、各十五日」と合致し、仮寧令を参照した可能性も考えられる。

### （C）学生

唐では、学生にも田仮・授衣仮が与えられた。

史料11『新唐書』卷四四、選舉志上

每<sub>レ</sub>歲五月有<sub>二</sub>田仮<sub>一</sub>、九月有<sub>二</sub>授衣仮<sub>一</sub>。二百里外給<sub>レ</sub>程。

史料11には、毎年五月に田仮、九月に授衣仮があり、二百里以上の者には往還の旅程も支給されることが規定されている。

『新唐書』選挙志は上・下とも、その制度についての記事は唐令をもとに書かれたものと思われるが、上では特にその制度記事の後に「其教<sub>レ</sub>人取<sub>レ</sub>士著<sub>二</sub>於<sub>一</sub>令<sub>一</sub>者、大略如<sub>レ</sub>此」と令文に拠ったものであることが明言されている。<sup>(58)</sup>

加えて、史料11は、史料2の養老学令20条と対応する内容であることから、唐令の規定であるといえよう。<sup>(59)</sup>

史料11には、どの学生が田仮と授衣仮の支給対象であったのかは明記されていないが、対応する養老学令20条では、大<sub>レ</sub>学と国学の学生が対象となっている。

日本の大学は、国子監の管する国子学・太学・四門学・律学・書学・算学の六学を縮小統合して作られたものである。さらに唐には門下省に属する弘文館、東宮に属する崇文館という中央の官立学校があった。<sup>(60)</sup>また、国学に相当する地方の官立学校には、府学・州学・県学があった。このことから、史料11が適用されたのは六学二館および府学・州学・県学の学生と推察される。

また、国子学・太学・四門学は長安城の務本坊にあることから、学生は長安城内に居住していたと考えられる。したがって、国子学・太学・四門学の学生は農繁期になると官人と同じく都から故郷に還り農業に従事していたことがわかる。<sup>(61)</sup>

以上のように、唐でも都に暮らす多くの官人・学生が田仮・授衣仮をとり、郷や荘に還り、農事に携わっていたのである。<sup>(62)</sup>

しかし、次第に、官人の職能も変化し、田園の農事から脱し、完全に官人の政務のみとなった。<sup>(61)</sup>そして、宋代になると、官人は大部分が都や都市に居住し、荘があっても管理は人に委任し、自身は郷土に赴かなくなった。<sup>(62)</sup>それにとま

い、宋令では、田仮は消失し、授衣仮は一日だけとなり儀礼とわかってしまったのである。

### おわりに―古代東アジア都市の特質

最後にこれまでの議論を総括したい。

まず、日本令の田仮規定は七世紀前半に入ってきた中国の令をもとに日本の実情に合わせて作られたものであった。そして、その受容背景には、七世紀後半の日本の都城制の導入にともなう官人の集住があった。藤原京の造営の目的の一つは、すべての官人を本拠地から京内へ移住させることにあった。そのため、『日本書紀』持統五年二月乙巳（八日）条には、

詔曰、賜<sub>二</sub>右大臣<sub>一</sub>宅地四町、直広式以上二町、大参以下一町。勤以下至<sub>二</sub>無位<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>其戸口<sub>一</sub>。其上戸一町、中戸半町、下戸四分之一、王等亦准<sub>レ</sub>此。

とあり、王から無位に至るまでに藤原京内の宅地班給を行なっている。

こうして、貴族・官人らは本拠地から離れて都城民となったが、本拠地には庄があり、その周辺には口分田・位田・職田・功田・賜田が振り分けられていたと推察される。したがって、京内に貴族・官人を集住させる政策により、それら田地の経営・管理がしがたくなることは、藤原京の建設段階からすでに想定されていた<sup>63</sup>。そこで、筆者が着目したのが、唐の官人と本拠地の在り方である。唐令では、官人は農繁期に田仮・授衣仮を各一五日間もらえ、故郷に還り農業に従事することが規定されていた。これは決して法令の中だけのことでなく、多くの唐詩に詠われているように、唐の貴族・官人にとって田仮・授衣仮に故郷の庄に還ることは至極当然のことであった。

このような唐の都城住民と農村との在り方、すなわち、都城制のソフト面を日本は取り込んで都城と本拠地である農村

の両方に拠点を持つ八世紀の貴族・官人が形成されたのである。

もちろん、両貫性の根底には大化前代からの豪族の遺制もあるが、それと唐制をうまく融合することで、日本の都城住民と農村の有機的關係が維持されえたのである。

古代東アジアの都城は、自立的な商工業者を含んだ商業都市ではなく、徴税というかたちで農村に依拠しない限り存立しえなかった一つの生活空間であった。しかし、その一方で、国家および地域の政治・経済・文化の中心である人口集中地であり、権力集中の場でもあった。そして、その住民は都城と農村である本拠地と往来して農業経営に間接または直接的に携わっていたという事実から、古代東アジアの都城と農村は対立するものではなく、都城住民である貴族・官人にとって都城という通常の生活の場と農村という経済拠点は互いに補完関係にあるものであり、不可分なものであったのである。したがって、この都城と農村の相互補完関係こそが、古代東アジアの都市である都城の特質といえよう。

【附記】本稿は、公益財団法人高梨学術奨励基金二〇一九年度若手研究助成の研究成果である。

## 註

- (1) 蘭田香融「萬葉貴族の生活圏―萬葉集の歴史的背景」『萬葉』八号、一九五三年。
- (2) 関晃・青木和夫「平城京」(歴史学研究会ほか編『日本歴史講座』第一卷、東京大学出版会、一九五六年)。  
志郎訳「支配の社会学」(『都市の類型学』創文社、一九六五年)。
- (3) カール・マルクス著・手島正毅訳「資本主義的生産に  
(4) 狩野久「律令国家と都市」(『日本古代の国家と都城』先行する諸形態―資本関係形成または本源的貯蓄に先行する過程について) (『資本主義的生産に先行する諸形態』大月書店、一九六三年)、マックス・ウェーバー著・世良晃

東京大学出版会、一九九〇年、初出一九七五年）、鬼頭清明「都城と都市」（『日本古代都市論序説』法政大学出版局、一九七七年）。

(5) 前掲註(2) 関晃・青木和夫「平城京」二四四～二四五頁。

(6) 妹尾達彦「都市の生活と文化」（魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題編集委員会編『魏晋南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年）。

(7) 『令義解』仮寧令1給休仮条には大学博士と典藥博士の休仮は仮寧令1条に準じるとみえる。これは、九世紀になると五位の博士が現れて博士の地位が上昇したことにもない、学令ではなく官人の休仮規定である仮寧令を適用するようになったためと推察される。

(8) 吉田孝氏は「一族のなかの五位以上の有位者に与えられる位田、氏人やたくさんの家人・奴婢に班給される口分田、さらに功田・賜田など、律令制のもとで大伴氏の一族に班給されるはずの田に、古くからの竹田庄・跡見庄などの水田をふりわけたと推測するのが自然ではなからうか。班田收受を実際に行う地元郡司や豪族には、大伴氏の息がかかった連中が多かったはずであり、班田司も大伴氏の意向を尊重したであろう」と述べ、「大伴氏の竹田庄・跡見庄は、大伴一族に班給された位田・賜田・口分田の経営拠点であった可能性が高い」と指摘する（吉田孝「律令国家と荘園―律令制と庄」（『続律令国家と古代の社会』岩波

書店、二〇一八年、初出一九九一年）一九七～一九八頁）。氏の見解を援用すれば、他の貴族でも同様のことが行われていたことは十分想定でき、八世紀の貴族は、本拠地の近くに位田や口分田などをふりわけさせ、田庄を拠点に農業経営を行っていたと推察される。

(9) 『令義解』仮寧令1給休仮条所引古記、『同』仮寧令11請仮条所引古記。

「外官不在<sub>レ</sub>在此限<sub>二</sub>」については、典拠史料がないため大宝令にあつたかは不明である。また、養老令で「郷土」を唐令と同じ「風土」としたのは、日本令の条文にみえる「郷土」「郷土法」と区別するためではないか。

(10) 『続日本紀』大宝元年（七〇二）五月己卯条では、一位以下の官人が休暇を賜う場合は一五日過ぎてはならないが、大納言以上は聴の限りではないという勅が出されており、一位以下の官人の休仮が「十五日」を過ぎてはならないこと、そして五月に出されたことから大宝仮寧令の田仮規定を修正したものと考えられている。

(11) 史料4の宋1～3の唐令復原は、趙大瑩氏は三条に、丸山裕美子氏は四条に分けているものの、両氏とも史料5は独立した一条文と考える（趙大瑩「唐仮寧令復原研究」（天一閣博物館・中國社會科学院歴史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校証』下冊、中華書局、二〇〇六年）五九〇～五九二頁、丸山裕美子「律令国家と仮寧制度―令と礼の継受をめぐる」（『大津透編『日唐律

令比較研究の新段階』山川出版社、二〇〇八年）一四五～一四七頁。

(12) 天聖雜令には養老雜令40条に対応する条文がなく、『唐令拾遺補』で復原された補七諸節日条はなかったことが判明した（黄正建「天聖雜令復原唐令研究」（天一閣博物館・中國社會科學院歷史研究所天聖令整理課題組校證『天一閣藏明鈔本天聖令校証』下冊、中華書局、二〇〇六年）七二三頁）。

(13) 前掲註（11）丸山裕美子「律令国家と仮寧制度―令と礼の継受をめぐる―」一五二頁。

(14) 同前、一五一～一五二頁。

(15) 丸山裕美子「仮寧令と節日―律令官人の休暇―」（『日本古代の医療制度』（名著刊行会、一九九八年、初出一九九二年）、「唐宋節假制度の変遷―令と式と格・勅について覚書―」（池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年）前掲註（11）「律令国家と仮寧制度―令と礼の継受をめぐる―」、嚴茹蕙「假寧制的成立與唐日令節假比較」（『唐日令中所見節假生活初探』稲郷出版社、二〇一七年、初出二〇一一年）。

(16) 丸山氏は、「授衣仮」の語について、学令はとくに唐令の襲用のあとが顕著であり、学制ひいてはその背景にある礼制を忠実に受容したことを反映したものと述べる（前掲註（15）丸山裕美子「仮寧令と節日―律令官人の休暇―」二〇二頁）。

(17) 『日本書紀』持統六年（六九二）二月乙卯条、三月辛未条。

(18) 『木簡研究』二―37頁―（1）。

(19) 『初学記』卷三に「九月季秋、亦曰暮秋、末秋、暮商、季商、杪秋、亦曰授衣」、『歳華紀麗』卷三、九月に「授衣之月」とある。

(20) 唐代の小説である牛僧孺撰『玄怪録』には、隋代に授衣仮をもらい故郷に帰る官人の話がみえる（『太平広記』卷二九六重慎）。

(21) 山田英雄「律令官人の休日」（『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年、初出一九七八年）。

(22) 『日本書紀』持統三年六月庚戌条。

(23) 官人の休假関連規定は、高句麗・百済の法令では確認できず、新羅の法令でも八世紀半ばになってから確認できるので、養老令に影響を及ぼした可能性は少ないと思われる。養老令の休假関連規定は七世紀の日本における勤務日数関連規定の発展過程による結果に基づき、唐令を一部変容したと考えられる（鄭東俊「古代日本の律令における朝鮮三国の影響」（『古代東アジアにおける法制度受容の研究―中国王朝と朝鮮三国の影響関係を中心に―』早稲田大学出版部、二〇一九年、初出二〇一四年）二三七頁）。

(24) 『続日本紀』一卷（新日本古典文学大系一二、岩波書店、一九八九年）四〇頁。

(25) 前掲註（1） 藺田香融「萬葉貴族の生活圏―萬葉集の

歴史的背景」一四頁。

(26) 同前、前掲註(2) 関晃・青木和夫「平城京」。

(27) 森公章「長屋王家木簡と田庄の経営」(『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九八年) 二二三頁。

(28) 前掲註(8) 吉田孝「律令国家と荘園―律令制と庄」一九八頁。

(29) 竹田庄は奈良県橿原市東竹田付近、跡見庄は桜井市外山付近と推定されている(森公章「平城京左京三条二坊の邸宅の住人」(『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九四年) 三六頁)。

(30) 前掲註(27) 森公章「長屋王家木簡と田庄の経営」二三一頁。

(31) 東野治之「長屋王家と大伴家」(『長屋王家木簡の研究』塙書房、一九九六年、初出一九九二年) 七三頁。

(32) 『万葉集』卷八一―一五九一首。

(33) 前掲註(27) 森公章「長屋王家木簡と田庄の経営」二二九頁。

(34) 『続日本紀』天平一三年二月己亥条。

(35) 『万葉集』卷八一―一五四首。

(36) 前掲註(27) 森公章「長屋王家木簡と田庄の経営」二三四―二三五頁。

(37) 飛鳥・藤原宮跡発掘調査部「藤原宮跡の調査」(『奈良国立文化財研究所年報』奈良国立文化財研究所、一九八三

年) 一一六頁。

(38) 同前、一一六頁。

(39) 加藤優「奈良・藤原宮跡(一九八二年出土の木簡)―『木簡研究』五卷、一九八三年、小口雅史「畿内型庄園の経営」(『荘園の成立と領有』講座日本荘園史二、吉川弘文館、一九九一年) 二七頁。

(40) 前掲註(21) 山田英雄「律令官人の休日」。

(41) 田中卓「続還俗」(『続日本紀研究』三一、一九五六一年)。

(42) 『大日本古文书』二四―552、554、続々修一九ノ一―断簡1(4)裏【仮】+続修二八断簡7、続々修一九ノ一―断簡4裏【仮】。

(43) 『大日本古文书』二五―87、88、第三四号内包括紙紐裏。

(44) 北村優季「京戸について―都市としての平城京―」(『平城京成立史論』吉川弘文館、二〇一三年、初出一九八四年) 八八頁。

(45) 栄原永遠男「平城京住民の生活誌」(岸俊男編『都城の生態』日本の古代9、中央公論社、一九八七年) 二三一―二三二頁。

(46) 上原真人「暮らしぶり」(『暮らしと盛業』列島の古代史 ひと・もの・こと2 岩波書店、二〇〇五年) 四九―五〇頁。

(47) 唐令の授衣仮というのは、九月に冬衣を授けることか

ら転じて「九月の休飯」ということで、実質は収獲にとま  
なう休飯と見做し得る(前掲註(15)丸山裕美子「假寧令  
と節日—律令官人の休暇—」一八〇頁)。

(48) 『白氏文集』卷二 諷諭。

(49) 大庭脩「漢代官吏の勤務と休暇」(『秦漢法制史の研  
究』創文社、一九八二年、初出一九五四年) 五八八頁。

(50) 前掲註(15) 嚴茹蕙「假寧制の成立與唐日令節假比  
較」三六七頁。

(51) 吳麗娛「休假」(李斌城ほか編『隋唐五代生活史』(中  
国社会科学出版社、二〇〇二年)、趙大瑩「唐宋《假寧  
令》研究」(黃正建編『《天聖令》與唐宋制度研究』中国社  
会科学出版社、二〇一一年)、前掲註(15) 嚴茹蕙「假寧  
制の成立與唐日令節假比較」。

(52) 『全唐詩』卷六一—二二一首。

(53) 『同』卷三三六—六九首。

(54) 『同』卷一八八—一九首。

(55) 『同』卷一九一—二五首。

(56) 『同』卷一三三—一九首。

(57) 史料9・10の積文は、榮新江主編『新獲吐魯番出土文  
献』の写真をもとに、『同』積文、孟憲実「唐代府兵」番  
上「新解」(『歴史研究』二〇〇七年第二期、二〇〇七年、  
七二—七二頁)の積文、氣賀澤保規「唐代西州府兵制再  
論」(土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究 修  
訂版』二〇一三年)の積文を参照して作成した。

(58) 榎本淳一「『新唐書』選舉志の唐令について」(『工学  
院大学共通課程研究論叢』三一—号、一九九三年) 二一頁。

(59) この令のテキストは、開元二五年令がもとになってお  
り、その後の改正をうけていない規定は、開元二五年令と  
考えられる(前掲註(58) 榎本淳一「『新唐書』選舉志の  
唐令について」二七頁)。

(60) 『新唐書』卷四四、選舉志上。

(61) 前掲註(51) 趙大瑩「唐宋《假寧令》研究」二九九—  
三〇〇頁。

(62) 池田温「東亜古代假寧制小考」(*Proceedings of the  
Conference on the Sino-Korean-Japanese Cultural Relations*, Taipei,  
一九八三年) 四七〇頁、前掲註(51) 趙大瑩「唐宋《假寧  
令》研究」二九九—三〇〇頁。

(63) 吉村武彦氏は飛鳥浄御原令に田令が存在した可能性が  
高く、班田制の規定があったと考える(吉村武彦「大宝田  
令の復元と『日本書紀』」(『明治大学人文科学研究所紀  
要』八〇号、二〇一七年) 三六頁。

(グローバルリーダーシップ研究所特別研究員)